

指 名 基 準

指名競争入札等に参加させようとする者を指名する場合は、契約の適正な履行の確保を図るため、次に掲げる要件を満たす者でなければならないとともに、参加させるにあたっては地元業者の育成にも配慮するものとする。

第1 基本的基準

1 法的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

2 技術的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者であること。

3 経営規模的適正

指名しようとする時点において、未履行契約高（現に履行中のものを含む。）と当該指名競争入札等に係る予定契約高とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

4 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないこととなるおそれがないものであること。

第2 事業別基準

1 工事の請負

工事の請負契約に係る指名競争入札等に参加する者は、当該指名競争入札等に付しようとする工事の予定価額（以下「予定価額」という。）に対応する等級に格付けされた者であること。

ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める者を指名することができる。

- (1) 指名競争入札等に付しようとする工事がその施工上特殊な専門技術あるいは、高度な技術を必要とする場合は、資格者名簿に登録された者
- (2) 指名競争入札等に付しようとする工事が全体計画の一部である場合は、当該計画に係る全体の契約予定金額を勘案し、予定価額に対応する等級より上位の等級に格付けされた者
- (3) 舗装工事及び鋼橋上部工事並びに維持修繕工事がその内容、施工方法、施工に

必要な機械器具、設備の保有状況等から、予定価額に対応する等級によりがたい特別の理由があると認められる場合は、資格者名簿に登録された者

- (4) 予定価額に対応する等級に格付けされた者で、適正と認められる者が3人に満たない場合は、当該等級の上二位及び直近下位の等級に格付けされた者

第3 選定基準

1 基本的な考え方

指名競争入札等に参加する者の選定は、特定の者に偏しないように、常に公正かつ公平を旨としなければならない。

2 選定の基準

指名競争入札等に参加する者の選定は、次に掲げる基準を取捨選択し、これを行わなければならない。なお、(5)の機会均等は、競争入札に参加する者の指名回数の単純な平準化を図るものではないことから、他の基準による選定を十分考慮した上で、選択するものでなければならない。

(1) 受注意欲

公表された発注に関する情報等に基づき、指名競争入札等に付そうとする契約について、受注意欲がある旨の意思表示をしている者であること。

(2) 履行経験

指名競争入札等に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の町との契約の履行経験を有している者であること。

(3) 履行成績

指名競争入札等に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の町との契約における履行の成績が、優秀であると認められる者であること。

(4) 営業地域

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容により、一定地域内の者を対象として指名競争入札等に付することが合理的であると認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

(5) 機会均等

同程度の契約能力を有すると認められる同業他者が複数存在する場合で、これらの者と比較して一定期間における指名回数が少ないと認められる者であること。

(6) 個別事由

前各号に掲げるもののほか、指名競争入札等に付そうとする契約の内容に応じ、個別に必要と認められる基準に該当する者であること。

第4 指名実績のない者の選定基準

指名競争入札等に参加する者の選定に当たり、当該指名競争入札等に付そうとする契約について、受注意欲があつて履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる指名実績のない者があるときは、競争性を促進する観点から、契約の適

正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者を選定しなければならない。